

令和7・8年度
入札参加資格審査申請

提出の手引き

建設工事
測量・建設コンサルタント
役務提供
物品
(共 通)

泉 大 津 市
総務部総務課

目 次

| | |
|-------------------|----|
| 1. 受付案内 | P3 |
| 2. 電子申請の概要 | P4 |
| 3. 資格要件 | P6 |
| 4. 申請の制限 | P7 |
| 5. 注意事項 | P7 |
| 6. 申請後の予定 | P8 |
| 7. 変更届について（登録完了後） | P9 |
| 8. 資格の停止と抹消 | P9 |
| 9. 問合せ先 | P9 |

1. 受付案内

令和7・8年度に泉大津市が発注する入札（見積り）参加資格申請の受け付けを、下記の通り行います。

受付期間 令和7年1月8日（水）～令和7年1月27日（月）

審査基準日 令和7年1月8日

登録有効期間 令和7年4月1日～令和9年3月31日の2年間

登録業種 建設工事、測量・建設コンサルタント、役務提供、物品
【4業種】 ※建設工事と測量・建設コンサルタントは重複申請不可

（1）申請方法

インターネットを利用した電子申請のみで受け付けます。申請書や申請に必要な書類を泉大津市ホームページからダウンロードし、その後作成した書類をインターネット上の電子申請サイトにアップロードする方法です。申請サイトは、期間中24時間利用可能です。泉大津市の入札（見積り）に参加を希望する事業者（法人、個人）が対象となります。

▼電子申請サイト（外部サイト）

入札参加資格審査申請システム BID-ENTRY（外部リンク）

<https://bid-entry.com/>

（2）システム利用料がかかります（変更申請時は不要）

| | |
|--|----------------------|
| 市内業者、準市内業者 (準市内業者：登録する委任先の支店、営業所等が泉大津市内にある業者) | 無料 |
| 市外業者 | 有料 (1業種あたり1,540円) |

申請後、内容の不備等により申請を却下した場合、申請にかかったシステム利用料1,540円は返金できませんので、内容を十分にご確認のうえ申請してください。

（3）支払方法について

クレジットカード、コンビニ、ペイジー（ATM限定）のいずれかでお支払ください。申請登録後、システム内に支払画面が表示されますので受付期間中にお支払ください。市役所への直接のお支払はできません。

2. 電子申請の概要

◆事前準備

(1) 電子申請をするためには、以下の環境が必要になります。

- ・インターネット接続
 - ・パソコン
 - ・メールソフト
 - ・Excel 2007 以降
 - ・ブラウザの最新バージョン (Microsoft Edge または Google Chrome)
- ※Microsoft Internet Explorer は使用できません。

(2) 申請書類について

申請書類は、泉大津市ホームページからダウンロードし、作成してください。

- ・入札参加資格審査申請書・・・Excel ファイルのまま保存
- ・申請書以外のすべての提出書類・・・PDF にて保存

※押印が必要なものは、作成後 紙で出力し、押印後に PDF 化してください。

納税証明書、印鑑証明書等も、同様に PDF 化してください。

【提出書類の PDF 化について】

ア. 納税証明書、印鑑証明書等の紙資料

スキャナーや複合機（スキャナー機能付き）を使って PDF ファイルにしてください。
お持ちでない場合は、コンビニエンスストアの複合機（スキャナー機能付き）で PDF ファイルにし、USB メモリ等でデータを受取ることができます。

イ. Excel、Word 形式のファイル

Excel、Word の機能を使って PDF 化してください。

[ファイル名前を付けて保存]を実行し、ファイルの種類で「PDF (*.pdf)」を選択します。

◆電子申請の流れ

電子申請 Web サイト「BID-ENTRY 入札参加資格審査申請システム」への利用者登録は事前でできます。（泉大津市の申請登録は令和7年1月8日0時から可能です）

(1) 初めての方は、最初に利用者登録をしてください。他の自治体で「BID-ENTRY 入札参加資格審査申請システム」に登録済みの場合、利用者登録は不要です。

(2) 電子申請システムにログインし、申請する自治体「泉大津市」の「新規申請」を選択してください。

(3) 申請する区分（業種）を選択して、申請書をアップロードしてください。

(4) 申請書のアップロード後は、その他の提出書類をアップロードしてください。

(5) すべての提出書類アップロード終了後、

市内業者（準市内業者含む）：「この内容で申請する」ボタンをクリックで、登録は完了し、審査に進みます。

市外業者：「この内容で支払手続に進み、申請をする」ボタンをクリックし、支払を済ませてください。支払完了で審査に進みます。

(6) 審査後、問題がなければ承認のメールが届きます。

内容に不備がある場合、補正要求のメールが届きます。その場合、メール本文内のリンクから不備の内容を確認し、修正登録を行ってください。修正登録の内容で問題がなければ、承認のメールが届きます。

◆各種リンク

(1) 業種別申請書類（ダウンロード）（泉大津市ホームページ内）

https://www.city.izumiotsu.lg.jp/kakuka/somu/somu/keiyakukensa/tantougyoumu/keiyaku56_1/gyousyatouroku56/index.html

(2) 入札参加資格審査申請システム BID-ENTRY（外部リンク）

<https://bid-entry.com/>

(3) 電子申請操作マニュアル（外部リンク）

<https://bid-entry.com/manual.pdf>

(4) お支払方法について（外部リンク）

<https://bid-entry.com/info2.html>

(5) よくある質問（外部リンク）

<https://bid-entry.com/faq.html>

(6) 電子申請の概要及び申請の流れ（動画）（外部リンク）

<https://bid-entry.com/flow.html>

◆その他

記入例や手引きをご確認のうえ、申請書類の作成・準備をお願いします。申請受付開始前の早めに書類をそろえておくことをお勧めします。申請書用 Excel ファイルの記入や、提出書類を PDF 化しておくことで、あとは Web サイトへアップロードするだけになり、スムーズに申請を行うことができます。

◆システム操作、システムトラブル、利用料支払方法に関する問合せ先

ミラ株式会社（電話）088-678-3450

※問い合わせは、土・日・祝日を除く平日午前9時30分～午後4時30分（正午から午後1時除く）の時間帯となります。

※パソコンや機器の基本操作や環境外でのご利用についてのサポートは行っておりません。

3. 資格要件

申請者は次のすべての要件を満たしていること

(1) 本市の入札及び契約等において次の項目に該当すると認められた者で、その事実のあった後2年間を経過していない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ アからオまでのーに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(2) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産者で復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること

ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下

「更生手続開始の申立て」という。) をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。

ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなします。

- (5) 法人税、所得税及び消費税（地方消費税を含む）を滞納していないこと。また本市の課税を滞納していないこと。
- (6) 「建設工事」を申請する者は、建設業法第3条の規定に基づく許可を受けていること。
- (7) 「測量・建設コンサルタント」を申請する者は、その営業について必要とする登録及び規定により登録することができるものについては必ず登録を受けていること。
- (8) その他法令等の規定によりその営業について免許、許可又は登録を要するときは、当該免許、許可又は登録を受けていること。
- (9) 資格審査基準日（令和7年1月8日）現在において、1年以上当該希望業種の営業を行っていること。
- (10) 「建設工事」を申請する者は、資格審査基準日現在において、有効な経営事項審査（建設業法第27条の23）を受審していること。
- (11) 「建設工事」を申請する者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。

4. 申請の制限

- (1) 「建設工事」と「測量・建設コンサルタント」は重複して申請できません。
- (2) 申請できる業種は「建設工事」、「測量・建設コンサルタント」及び「物品」については、**大分類にて3業種まで**とし、「役務提供」については、**大分類にて2業種まで**とします。
- (3) 一人の代表者は、各登録業種（4業種）内において、複数の会社の代表者を兼ねて申請することはできません。
- (4) 営業所（受任者）ごとに扱う業務を異にする等の理由で、一つの業種に同じ会社が重複して申請することは禁じます。

5. 注意事項

- (1) 申請時についての注意事項

- ア. 申請の際に提出する各種証明書は、資格審査基準日から遡って、3箇月以内（令和6年10月8日以降）に発行されたものに限ります。
- イ. 申請書提出完了後、システムから受付メールが届きますが、この段階では申請は完了していません。後日、審査により承認のメールが届き申請は完了となります（概ね10日以内）。不備がある場合は、その旨を記入したメールが届きますので、指定する日までに再提出をお願いします。指定日までに完備されない場合は、登録を認められません。
- ウ. 本市では入札参加資格審査申請受付事務を総務課で統一して行っているため、新たに他部局（水道・病院等）へ申請する必要はありません。
- エ. 提出書類及び本市との契約に関する情報（業者ランクを含む）は法令等に基づいて公開することがあります。

（2）希望業種についての注意事項

- ア. 希望業種については、各分類表をよく確認し、選択してください。
- イ. 希望業種の追加、変更は2年間できません。
- ウ. 水道本管工事（概ね口径300mm未満）は「配水管工事」を選択してください。
- エ. 道路区画線、防護柵、カーブミラー等は「交通安全施設工事」を選択してください。
- オ. 計量証明事業については、「測量・建設コンサルタント」で登録する場合は、建設コンサルタント業務に付随するものに限ることとし、測定・調査・報告のみを主な業務とする場合は「役務提供」で登録してください。（どちらか一方とする）
- カ. 役務提供・物品については、大分類のほか中・小分類の区分コードについても、必ず分類表で希望業種の分類コードを確認のうえ、記入してください。

（3）その他注意事項

発注条件等について

今回提出された書類により、新たに会社の経営状況・その他の評価を見直しすること、また従来見積にて随意契約していたものを入札契約へ移行するなど手続き上の見直し、その他諸条件が変わることがあります。従って、過年度において指名実績があっても、必ずしも新年度の指名の対象とならない場合があることを了承の上、申請していただくようお願いします。

入札指名連絡について

入札指名連絡をメールにて行っております。

メールは、申請書A.本社(店)情報(10)のメールアドレスを使用します。

（委任先がある場合は、申請書B.契約する営業所情報(11)のアドレスを使用）

6. 申請後の予定

（1）登録について

申請書の受付が完了した方については、資格審査の上、適正と認めた場合にのみ本市に登録いたします。なお、その結果については登録者名簿の公表をもって通知に代えるものいたします。総務課契約検査係窓口・本市ホームページ（入札参加有資格者名簿）で公表（4

月1日予定)いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします。

(2) 格付について

建設工事、コンサルタント業務については、業種ごとに発注金額に対応した格付けを行います。

(3) 建設工事希望者は、建設業法の規定により請負契約を締結する日の1年7月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていなければならないので、毎営業年度経過後できるだけ速やかに経営事項審査申請を行ってください。入札又は契約締結に際して、有効な経営事項審査結果通知書の提示を求めます。(7(4)参照)

7. 変更届について（登録完了後）

- (1) 登録完了後、社名、代表者、受任者、所在地、電話番号、メールアドレス等に変更が生じた場合は変更申請が必要です。
- (2) 「変更届」様式及び添付必要書類については本市ホームページに掲載予定ですが、時期は未定ですので、泉大津市ホームページまたは申請サイトにてご確認ください。
- (3) 変更申請時に別途システム使用料が発生することはありません。
- (4) 建設工事の「経営事項審査結果通知書」については、それぞれの入札時点で確認するため、更新ごとに送付の必要はありません。
- (5) 登録完了後の合併、営業譲渡等については「変更届」で基本的に処理できないため事前にお電話かメールにてご連絡をお願いします。

8. 資格の停止と抹消

- (1) 廃業した場合、申請書類に虚偽の記入があった場合及び参加資格に係る許可・免許・登録を有しなくなった場合は、参加資格を抹消します。
- (2) 前記資格要件に欠格が生じた場合、必要な変更届を提出しなかった場合及び会社更生法、民事再生法の手続き開始の申し立てがなされた場合は、参加資格を抹消することがあります。
- (3) 泉大津市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に基づき、資格の停止をすることがあります。

9. 問合せ先

泉大津市総務部総務課契約検査係 泉大津市東雲町9番12号

(電話) 0725-33-1131 (内線2425・2426・2427)

(FAX) 0725-21-0412

(泉大津市ホームページアドレス) <https://www.city.izumiotsu.lg.jp/>

※システム、利用料支払方法等に関する問合せは

ミラ株式会社 (電話) 088-678-3450 までお願いします (P5参照)